

第5回景観計画検討庁内連絡会での主な意見と対応について

1 第5回景観計画検討庁内連絡会での主な意見と対応について

検討庁内連絡会での主な意見		対 応
1 第1章	p.2 の「図は-2」及び注釈の「事業者」については、「文の京」自治基本条例等と同じ用語で違う定義だと、誤解や混乱を与えるので工夫が必要である。	「事業者」を「建築行為等を行う事業者」に改め、定義についても整理しました。 ■p.2 ほか
2 第2章	p.22 の小石川植物園の写真について、施工中のものなので変更して欲しい。	修正しました。 ■p.22
3 第3章 資料編	p.61 図 3-9 や p.125 で示されている幹線道路等の位置図において、区道の通称は記載すべきではない。	幹線道路等の位置図について修正しました。併せて、緑のまどまりの位置図についても、「音羽中学校前通り一帯」を「大塚一・二丁目一帯」に修正しました。 ■p.61、66、125、129 ほか
4 第3章	p.69 の神田川景観基本軸の対象区域について、「外堀通りの沿道の敷地」とあるが、宅地開発に伴う敷地分割等によって区域が変わってしまうので、区域を明確に限定し、示した方が良い。	外堀通り沿いの区間については、神田川及び神田川から 60m の陸上の区域と修正しました。 ■p.69
5 第7章	景観計画（案）では「景観審議会」となっているが、景観づくり条例骨子（案）では「景観づくり審議会」となっているので、統一すべきである。	景観計画（案）において、「(仮称) 景観づくり審議会」と修正しました。 ■p.104
6 その他	小石川植物園が平成24年9月に国の「名勝及び史跡」に指定されたが、この景観計画（案）における取扱いはどうなっているのか。	現在、関係者と調整中であるため、この度の景観計画（案）には記載していません。